

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

証拠説明書

2013(平成25)年5月13日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

弁護士 谷 次 郎

甲 号証	標 (原本・写しの別)	目	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
169 の1	第75回原子力安全委員会 資料第7-2号 「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3、4号機耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解に関する原子力安全委員会決定	写し	平成22年 12月6日	原子力安全委員会	原子力安全委員会は、平成22年12月2日に耐震安全性評価特別委員会で取りまとめられた大飯3・4号機を含む関西電力原子力発電所の耐震安全性評価に関する見解について、同特別委員会から報告を受け、審議の結果、これを受当なものとして認め、決定したこと(表紙)。その決定内容の中に、「動的機能維持評価に関し、制御棒挿入性については、原子炉設置許可を受けた時間内に挿入されることを確認した」ことが記述されている(別添22頁)。	
169 の2	第75回原子力安全委員会速記録(議題(7)についてのみ)	写し	平成22年 12月6日	原子力安全委員会	甲169号証の1の決定が原子力安全委員会の正式決定であることを示す(速記録33頁)。	
170	耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社大飯発電所3,4号機耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)	写し	平成22年 11月29日	原子力安全・保安院	平成22年12月2日の耐震安全性評価特別委員会(原子力安全委員会設定)に提出された大飯3・4号機の耐震安全性に係る原子力安全・保安院の見解。37頁に関西電力が設定した評価基準値として、安全評価の解析条件である挿入時間2.2秒を制御棒挿入性に関する評価基準値(規定時間)とすることが記述され、その評価基準値の設定は受当なものとして原子力安全・保安院は判断したこと。また、制御棒の挿入時間が評価基準値を満たしていることを85頁の表7.3.4で確認している。	